

# 一般社団法人日本科学機器協会 定款

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人日本科学機器協会（略称「日科協」 英文名 **Japan Scientific Instruments Association**。略称「**JSIA**」）と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、科学機器業界の発展を目的として全国の科学機器協会と会員企業の健全な成長を支援する事業を行い、もって科学技術の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 科学技術及び製品情報の収集と提供に関する事業
- (2) 広報に関する事業
- (3) 各地区の科学機器産業の発展に資する事業
- (4) 国際化・標準化推進に関する事業
- (5) 経営・科学技術向上に関する事業
- (6) 関係官庁・学会・研究機関との交流と協力関係の拡大
- (7) 全国の会員相互の親睦と福利厚生に関する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 会員

(種別)

第 5 条 この法人の会員は、科学機器の製造・販売及び関連する事業を営むもので、各地区科学機器協会の会員であるものとする。

(入会)

第 6 条 この法人の会員になろうとするものは、この法人が各地区科学機器協会からの加入申請を受理することにより会員となる。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、別に定める年会費を支払う義務を負う。

(退会)

第 8 条 会員は、各地区科学機器協会を退会することにより、この法人を退会する。

(会員資格の喪失)

第 9 条 前条の場合のほか、各地区科学機器協会の会員資格を喪失した会員は、この法人の会員資格を喪失する。

(代議員)

第 10 条 この法人に 18 名以上の代議員を置く。代議員とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員を意味する。

- 2 代議員は、別に定める方法により、各地区科学機器協会の会員の中から選任する。
- 3 前項の選任は 2 年に 1 度実施するものとする。代議員の任期は、2 年とし選任後から次々年度総会終了の時までとする。
- 4 代議員の再任はこれを妨げない。

(会員の権利)

第 11 条 会員は、次に掲げる代議員の権利を代議員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 定款の閲覧
- (2) 代議員名簿の閲覧
- (3) 総会議事録の閲覧
- (4) 代議員の代理権証明書等（委任状）の閲覧
- (5) 電磁的方法による議決権行使記録の閲覧
- (6) 計算書類等の閲覧

## 第 4 章 総会

### (構成)

第 1 2 条 総会は、代議員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

### (権限)

第 1 3 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 代議員の解任
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 計算書類等の承認
- (6) 法人の解散
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第 1 4 条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

### (招集)

第 1 5 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

### (代議員による招集の請求)

第 1 6 条 代議員の議決権総数の 5 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。

### (議長)

第 1 7 条 通常総会の議長は、会長とする。ただし、臨時総会の議長はその総会に出席した代議員の中から選出することができる。

### (議決権)

第 1 8 条 総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、代議員の議決権総数の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、代議員の総数の半数以上であって、代議員の議決権総数の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 代議員の解任
- (3) 監事の解任
- (4) 法人の解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面決議等)

第20条 やむを得ない理由のために総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法によって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。

2 前項の場合における第18条・第19条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、前項の議事録に署名捺印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上25名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、11名以内を副会長とする。

3 理事のうち2名を財務理事とする。

4 会長、副会長、財務理事以外の理事のうち1名を専務理事とすることができる。

5 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、次項を除き、代議員の中から総会の決議によって選任する。

- 2 理事のうち3名以内は、代議員以外から選任することが出来る。
- 3 会長、副会長、財務理事及び専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め理事会で定めた順位によりその職務を代行する。
- 3 財務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、財務理事及び専務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自らの職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、報酬等として支給することができる。

(最高顧問、名誉会長、顧問及び相談役)

第29条 この法人に、最高顧問、名誉会長、顧問及び相談役をおくことができる。

2 前項に関する細則は 別に定める。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長、財務理事及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、予め理事会で定めた順位により理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法 第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名捺印する。

## 第 7 章 委員会及び部会

(委員会)

第 35 条 この法人の事業の円滑な運営を図るために、必要な委員会及び部会を置くことができる。

2 前項に関する細則は別に定める。

## 第 8 章 事務局

(事務局)

第 36 条 この法人の事務を処理する為に、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

## 第 9 章 会計

(事業年度)

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 この法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の総会開催前までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号の書類については、定時総会に報告し、第 3 号、第 4 号の書類については、定時総会に提供又は提出し、その承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金)

第40条 本会は、剰余金の分配を行わない。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって 前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(附則)

この定款は、2012年4月2日から施行する。

沿革           2014年9月 4日 一部変更  
                  2023年6月23日 一部変更